

千葉県告示第145号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

平成31年2月26日

千葉市長 熊谷俊人

名 称	所 在 地	廃止年月日
(診療所)		
千葉北佐々木クリニック	千葉市稲毛区長沼原町782-1	平成30年12月31日